

令和 3年 2月 1日

お客さま各位

西中国信用金庫

「普通預金規定」等の改正について

平素より 西中国信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和3年4月1日より、「未利用口座」のお取扱いの導入、および少額残高口座の解約手続きにおける「印鑑不要化」に伴い、普通預金規定等を下記のとおり改正させていただきます。

なお、改正後の規定は、本改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

改正となる規定	<ul style="list-style-type: none">・普通預金規定・貯蓄預金規定・納税準備預金規定
主な改正点	<ul style="list-style-type: none">・令和3年4月1日より、「未利用口座」を導入するにあたり、「手数料」条項を追加（新設）しました。 （「普通預金規定」）・少額残高口座の解約手続きにおける「印鑑不要化」に伴い、「解約等」の条項の一部を変更・追加（新設）しました。 （「普通預金規定」、「貯蓄預金規定」、「納税準備預金規定」）
改正箇所	<ul style="list-style-type: none">・別紙「改正箇所新旧対照表」をご参照ください。
規定改正日	<ul style="list-style-type: none">・令和3年4月1日（木）

以上

普通預金規定 改正個所新旧対照表

改正後	改正前
<p>14. 反社会的勢力との取引拒絶</p> <p>この預金口座は、<u>第16条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第5項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u></p> <p>15. 手数料の取扱</p> <p>(1)<u>この預金口座の預入れあるいは払戻しにあたっては、当金庫所定の手数料をいただく場合があります。</u></p> <p>(2)未利用口座管理手数料</p> <p>①<u>当金庫が別に定める条件に該当した場合には、この口座を未利用口座とし、当金庫はこの預金から払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、当金庫所定の未利用口座管理手数料を引落します。</u> <u>この場合、引落した未利用口座管理手数料は返却しません。</u></p> <p>②<u>前号に該当する預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約することができるものとします。</u> <u>この場合、手数料の充当に不足が生じても、当金庫はこれを請求しません。</u> <u>また、解約された口座の再利用はできません。</u></p> <p>16. 解約等</p> <p>(1)<u>この預金口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当店に提出してください。</u></p> <p>(2)<u>前項の解約の手續きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の各種確認や資料の提示を求めることがあります。</u> <u>この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p>(3)<u>第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續きの場合に限り、当金庫が認めるときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</u></p>	<p>14. 反社会的勢力との取引拒絶</p> <p>この預金口座は、<u>第15条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>15. 解約等</p> <p>(1)<u>この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</u></p> <p>(新 設)</p>

(注) _____～改正個所

貯蓄預金規定 改正箇所新旧対照表

改正後	改正前
<p>15. 反社会的勢力との取引拒絶</p> <p>この預金口座は、<u>第17条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第17条第5項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u></p> <p><u>16. 手数料の取扱</u></p> <p><u>この預金口座の預入れあるいは払戻しにあたっては、当金庫所定の手数料をいただく場合があります。</u></p> <p><u>17. 解約等</u></p> <p><u>(1)この預金口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(2)前項の解約の手続きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の各種確認や資料の提示を求めることがあります。</u></p> <p><u>この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p><u>(3)第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めるときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</u></p>	<p>15. 反社会的勢力との取引拒絶</p> <p>この預金口座は、<u>第16条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u></p> <p>} <u>(新 設)</u></p> <p><u>16. 解約等</u></p> <p><u>(1)この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</u></p> <p>} <u>(新 設)</u></p>

(注) _____～改正箇所

納税準備預金規定 改正箇所新旧対照表

改正後	改正前
<p>14. 反社会的勢力との取引拒絶</p> <p>この預金口座は、<u>第16条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第5項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u></p> <p><u>15. 手数料の取扱</u></p> <p><u>この預金口座の預入れあるいは払戻しにあたっては、当金庫所定の手数料をいただく場合があります。</u></p> <p><u>16. 解約等</u></p> <p><u>(1)この預金口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(2)前項の解約の手続きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の各種確認や資料の提示を求めることがあります。</u></p> <p><u>この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p><u>(3)第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めるときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</u></p>	<p>14. 反社会的勢力との取引拒絶</p> <p>この預金口座は、<u>第15条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>15. 解約等</u></p> <p><u>(1)この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</u></p> <p><u>(新 設)</u></p>

(注) _____～改正箇所